

武雄市農業委員会

平成28年2月総会議事録

平成28年2月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成28年2月5日（金）
 （開会）午後2時00分 （閉会）午後3時20分

2. 場 所 武雄市役所 本庁3階会議室

3. 出席状況 出席者36人 欠席者 1人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		淵靖司	○	
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信		○
小柳満	○		下平寅義	○	
西村元吉	○		松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農用地利用配分計画（案）について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	5件
議案第7号	あっせんに係る委員の指名について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	2件

事務局長

ただ今から、平成28年2月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、23番田栗委員が欠席となっております。

在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成28年2月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第7号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、10番 松尾薫 委員、26番 永尾廣次 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

先月、ご審議いただいた農地法第4条の許可申請1件、農地法第5条の許可申請13件のうち3件の取り下げ以外は、1月28日付で許可となっております。

以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されております。この7件の案件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この7件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

34番委員

7番の件ですが、1月30日に現地確認を行いました。今まで小作をされていたので周囲に影響はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長

地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による7件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による7件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされています。

この1件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。議案の説明が終わりましたが地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

24番委員

県道改良に伴う移転ですので、問題ないと思います。

会 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号を議題といたします。

農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請が5件提出をされています。この5件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、番号1番、2番、3番につきましては、去る1月28日に調査委員会C班に調査を依頼しておりましたので、座長の松尾薫委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

平成28年1月28日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員により、農地法第5条3件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

1番の主な質疑内容は、①「北側農地との境界はどうなるのか。」という質疑があり、「境界に土留めのL型擁壁を設置します。北側農地の畦(あぜ)は管理しやすいようにコンクリート敷きにします。」という回答がありました。②「農業用パイプラインは入っていないのか。」という質疑があり、「東側市道の歩道に入っています。今回の申請地は“わのう”であり、パイプラインは入っていません。」という回答がありました。この件については現地で確認しました。③「図面に合併浄化槽が無いが、雑排水・し尿処理はどうするのか。」という質疑があり、「下水道に接続します。合併浄化槽は作りません。」という回答がありました。④「農協が事前に知らせてくれると思うが、農薬散布ヘリコプターの件は了承しているのか。」という質疑があり、「了承しています。事前に知らせがあれば対応します。」という回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

続きまして、2番の主な質疑内容は、①「雨水排水・雑排水・し尿処理は道路側溝へ放流となっているが、水路はないのか。」という質疑があり、「道路側溝しかありません。し尿処理については区画ごとに浄化槽を設置しますので問題は無いで

す。」という回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

最後に、3番の主な質疑内容は、①「東側は道路となっている。地番が入っているが所有者は誰なのか。」という質疑あり、「所有者は武雄市です。市道です。」という回答がありました。②「道路幅が狭くないか。車は離合できるのか。」という質疑があり、「道路幅は5メートルあります。離合できます。」という回答がありました。③「既存の道路側溝は蓋が付いていない。作り替えるのか。」という質疑があり、「蓋付きの側溝に作り替えます。その分、離合もしやすくなると思います。」という回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。調査委員会の報告がおわりましたが、残りの2件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

14番委員

5番の件ですが、農地の有効利用という観点から問題ないと思います。よろしくお願ひします。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号農地法第4・5条及び農地法第5条の規定による5件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号農地法第4・5条及び農地法第5条の規定による5件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

はい、それでは議案第4号を議題といたします。

平成27年度武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局から説

明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号平成27年度武雄市農用地利用集積事業（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成27年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に、議案第5号を議題といたします。

平成27年度武雄市農用地配分計画（案）につきまして農林課から説明をお願いします。

(農林課説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号平成27年度武雄市農用地利用配分計画（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号平成27年度武雄市農用地配分計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第6号を議題といたします。

武雄市非農地証明願い、5件について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。

議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第7号を議題といたします。

あっせんに係る委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第7号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第7号の質疑をとどめます。
議案第7号あっせんに係る委員の指名につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号あっせんに係る委員の指名につきましては、原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に報告事項第1号として、農地等形状変更届出について、2件ございますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、説明が終わりましたので、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思います。

会 長

何かございませんでしょうか。

会 長

特に、ご意見等がなければ、報告事項ですので、これで止めたいと思います。
その他、皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成28年2月の農業委員会総会を終わります。
どうもありがとうございました。

議事の顛末を記録し、署名する。

平成 28 年 3 月 7 日

武雄市農業委員会 会 長 佐佐木 鞆

” 委 員 松尾 董

” 委 員 永尾 廣次

議事録調整者 永尾 淳 一